








表紙共 2 枚

湯布院駐屯地貯水槽内部清掃

湯布院駐屯地貯水槽内部清掃						
件名	縮尺	作成年月日	令和5年 月 日	図面番号	1/2	設計
図面	表紙			企 画		
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	管財主任		
						
陸上自衛隊 湯布院駐屯地						

仕 様 書

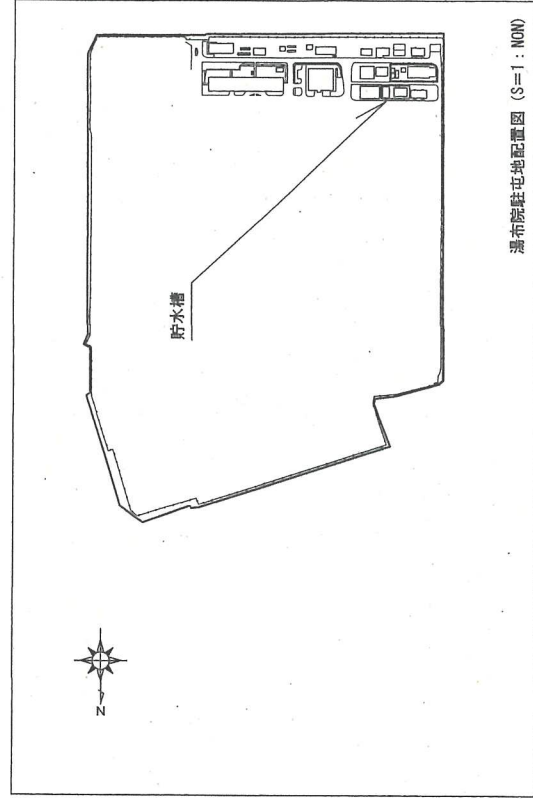
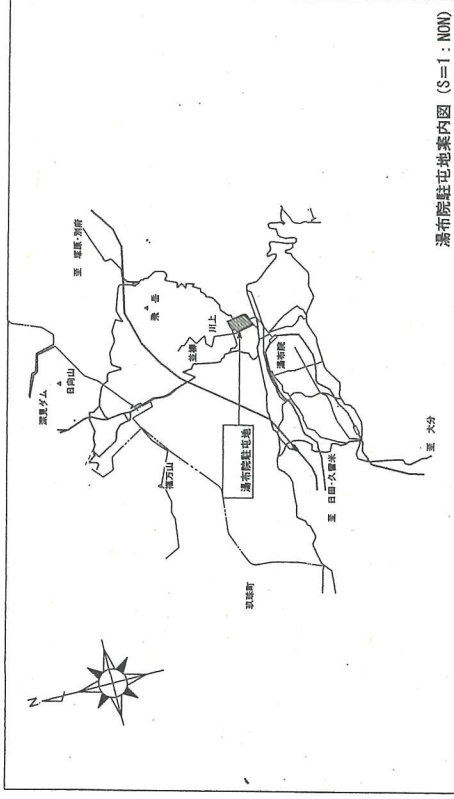
1 件 名 : 湯布院駐屯地貯水槽内部清掃

2 作業場所 : 大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊 湯布院駐屯地

3 作業概要 : 貯水槽 (214t) の内部清掃

- 4 一般事項 : (1) 本役務は、建築保全業務共通仕様書 (平成30年度版) を適用するものとする。
 (2) 請負者は、関係諸規則を遵守し、清掃の円滑なる進捗をはかるにも、その管理・運営については、請負者の責任において実施するものとする。
 (3) 請負者は本役務に際し、協議等を生じた場合は、担当官と協議し、その指示に従うものとする。
 (4) 本役務の作業に際し、安全管理、衛生管理に十分留意して実施するものとする。
 (5) 本役務に際し、作業上当然すべき事項については、請け負い業者の責任において実施するものとする。
 (6) 写真は、清掃前、清掃中、清掃後、各工程毎の状況等を撮影し写真帳に整理し提出する。

- 5 特記事項 (1) 本役務に際し、事前に作業者の健康診断書 (検便等、6ヶ月以内のもの) 及び清掃計画書を担当官に1部提出し、作業日、作業工程 (断水等) を十分に協議し了承を得るものとする。
 (2) 清掃はタンク内の沈殿物質及び浮遊物並びに壁面等に付着した物質を洗剤及び高圧洗浄機を用いて除去し洗浄するものとする。洗浄に用いた水は完全にタンク外に排出するものとする。清掃終了後、水道引き込み管の停滞水や管内のもらい腐等がタンク内に流入しないように注意するものとする。
 (3) 清掃終了後、塩素剤にてタンク内の内壁面、床及び天井の下面に噴霧器を用いた消毒を2回以上行うものとする。
 (4) 消毒薬は、有効塩素50~100mg/l程度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、人体に影響のない消毒剤で、これと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いるものとする。
 (5) 消毒終了後30分以上経過してから、再度槽内の水洗いを実施の上、水の注水を開始するものとする。
 (6) 水槽内の水張り終了後、担当官立会いのもとで規則に基づく、味・臭気・色度濁度及び残留塩素の測定を実施し、その測定値を担当官に提出するものとする。測定値の基準は下記のとおりとする。
 ア 色度 : 5度以下
 イ 濁度 : 2度以下
 ウ 臭気 : 異常でないこと
 エ 味 : 異常でないこと
 オ 残留塩素濃度 : 0.2mg/l以上
 (7) 清掃終了後、水道法に基づく臨時水質検査を実施し、その結果書を担当官に提出するものとする。



件名	湯布院駐屯地貯水槽内部清掃		
図面	仕様書・案内図・配置図	作成年月日	令和5年7月//日
縮尺	陸上自衛隊 湯布院 駐屯地	図面番号	2/2